

# 汚泥処理施設包括業務委託契約約款

## (総則)

第1条 委託者及び受託者はこの約款（契約書含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書等をいう。）に従い、日本国の法令及び明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受託者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内において実施し、委託者は、その委託料を支払うものとする。
- 3 この約款に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

## (業務責任者)

第2条 受託者は、業務の管理を行う業務責任者を定め、委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

## (工程表の提出)

第3条 受託者は、この契約の締結から7日以内に設計図書に基づき工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。

## (契約の保証)

第4条 受託者は、この契約と同時に、委託料の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、この契約による債務の不履行によって生ずる委託者の損害をてん補するため、履行保証保険契約を締結した場合、または、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、契約保証金の納付を免除する。なお、契約書記載の契約の保証において保証金を免除とした契約については、本条の適用はしない。

- 2 受託者が履行保証保険契約を締結する場合、または、公共工事履行保証証券による保証を付する場合は、当該保証は第17条の4第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 3 第16条第2項並びに第17条の2第1項第7号及び第9号の規定によりこの契約が解除された場合、第1項により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該保証金又は担保は委託者に帰属するものとする。

## (権利義務の譲渡等)

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 受託者は、業務の目的物（未完成の目的物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

## (再委託の禁止)

第6条 受託者は、本業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者に通知し、承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、受託者に対して、本業務の一部を委任し、又は請け負わせた者について、必要な事項の報告を随時請求することができる。

## (業務の調査等)

第7条 委託者は、必要と認めるときは、業務の処理状況につき調査し、又は処理状況に対し報告を求めることができる。

## (設計図書不適合の場合の修正義務)

第8条 受託者は、業務が設計図書に適合しない場合において、委託者がその修正を要求したときは、これに従わなければならない。

## (業務内容の変更)

第9条 委託者は、特に必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下本条において「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。

- 2 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させ

ることができる。

- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 4 行政計画の変更により契約を変更する必要がある場合は、委託者は前3項の規定に関わらず、委託内容及び委託料を変更することができる。また、その際受託者に損害が生じた際でも、受託者は委託者に損害賠償等を請求することはできない。ただし、行政計画の変更による契約の変更を行う際には、90日前までに受託者に書面にて変更内容を通知するものとする。

#### (履行期間の延長)

第10条 受託者は、天災その他自己の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に対し遅滞なくその理由を付した書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は委託者と受託者とが協議して定める。

#### (経済事情の激変等による契約金額の変更)

第11条 履行期間内に経済事情の激変又は予期することのできない事由の発生に基づき委託料が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、委託者と受託者とが協議の上委託料を変更することができる。

#### (業務実施計画)

第11条の2 受託者は、契約締結後速やかに、業務期間全体にわたる業務実施計画書を作成して委託者に提出し、業務期間開始日までに委託者の承諾を受けなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定により委託者の承諾を得た業務実施計画書に基づき、業務を履行しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定に反し、受託者が業務実施計画書に基づいた業務を実施していない疑いがあると判断したときは、受託者に説明を求めることができる。
- 4 委託者は、前項の説明の聴き取りの結果、受託者が業務実施計画書に基づき業務を実施していないと判断したときは、受託者に是正（業務実施計画書の変更を含む。）を求めることができる。
- 5 前項の規定によるほか、委託者は、必要があるときは、受託者に業務実施計画書の変更を求めることができる。
- 6 受託者は、業務実施計画書の変更を希望するときは、委託者の承諾を得て、これを変更することができる。

#### (保守計画)

第11条の3 受託者は、この契約及び業務実施計画書に基づき、本施設の保全業務に関して保守計画を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による保守計画については、2025年度分については契約締結後に、2026年度、2027年度分については各年度当初に、それぞれすみやかに作成し、委託者の承諾を受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定に基づき委託者の承諾を得た保守計画の内容について、変更が生じる場合は、委託者の承諾を得て変更しなければならない。

#### (下水施設損傷等にもなう措置)

第11条の4 受託者は、受託者の責に帰する事由により下水施設（要求水準書に記載する施設以下「本施設」という。）の損傷等が発生し、本施設の機能低下又は運転停止の事態が生じたときは、受託者の責任と負担において当該損傷等を修復しなければならない。

#### (臨機の措置)

第11条の5 受託者は、本施設の災害防止等のため必要があると認めるとき、本施設に事故が発生したとき又はその他緊急のときは、臨機の措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、前項に規定する場合においては、その講じた措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害防止又は本施設の運転を行ううえで、特に必要があると認めるときは、受託者に対し臨機の措置を講じることを請求することができる。
- 4 委託者及び受託者は、第1項及び第3項に規定する場合には、その原因究明に努めなければならない。
- 5 受託者が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者の責に帰すべき事由により生じたもの及び受託者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受託者が負担するものとし、それ以外の

事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、委託者が負担するものとする。

#### (危険負担)

第 12 条 受託者は、業務着手から完了に至るまで、業務全体の管理及び使用人等の行為についてすべての責任を負わなければならない。

2 受託者は、業務の施工上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、委託者から必要な指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が委託者の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

#### (検認)

第 13 条 受託者は、毎月末終了後に月間実績報告書を作成し、翌月 10 日までに委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、毎会計年度終了後に年間実績報告書を作成し、翌会計年度の 4 月 10 日までに委託者に提出しなければならない。

3 委託者は、前 2 項の規定による月間実績報告書又は年間実績報告書の提出があったときは、業務の実施状況等について検認をしなければならない。

#### (委託料の支払い)

第 14 条 受託者は、第 13 条第 3 項に規定する委託者の検認を受けたときは、別紙 3 「委託料内訳書」に規定する当該月に対応する月払い委託料の支払い請求をするものとする。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に当該委託料を支払うものとする。

#### (債務負担行為に係る契約の特則)

第 14 条の 2 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

#### (履行遅滞の場合における損害金等)

第 15 条 受託者が、履行期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、委託料に対して遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

#### (一般的損害及び第三者に及ぼした損害)

第 15 条の 2 受託者は、履行期間中における業務全体の管理及び使用人等の行為について、全ての責任を負わなければならない。

2 受託者は、本業務の実施上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、委託者から必要な指示を受け、自己の責任及び負担において処理しなければならない。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、本業務を実施する上で通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼした損害（受託者が付保した保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、本業務を実施する上で受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては受託者が負担する。

#### (不可抗力による損害)

第 15 条の 3 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の前記を超えた自然的もしくは人為的な事象で委託者及び受託者の責に帰すことができないもの（以下、「不可抗力」という。）により、本業務の実施が著しく困難となったとき、又は本施設に損傷を及ぼす可能性が生じたときは、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとする。また、受託者は、本施設への被害、本業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとし、これにより発生する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は重過失によって要した費用

が増加した場合は受託者の負担とする。

- 2 不可抗力により、本施設の損傷等が発生したときは、本施設に係る損害及び修繕費は委託者が負担するものとし、受託者の業務機械器具又は仮設物その他の物件に係る損害及び取片付け費用は受託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は重過失によって、本施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合において、これによる本施設の修繕費用の増加分については受託者の負担とする。
- 3 前項に規定する本施設の損傷等により、本業務を実施することができなかった期間の委託料については、委託者・受託者協議の上定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 不可抗力により、本業務に関して第三者に損害を及ぼしたときの損害負担については、前条第3項の規定に準じる。
- 5 受託者は、不可抗力により、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に対し遅滞なくその理由を付した書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は委託者と受託者とが協議して定める。
- 6 委託者は、不可抗力により、委託内容を変更する必要がある場合には、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。
- 7 委託者は、不可抗力により、本契約の継続が著しく困難である場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合は、この契約を解除することができる。
- 8 前2項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、委託者・受託者協議して決定するものとする。

#### (本施設及びその備品に関する責任)

第15条の4 受託者は、委託者の責に帰すべき場合及びこの契約に別段の定めのある場合を除き、原則として、本業務に関連した本施設及び本施設の備品の損傷及び不具合に対応する一切の責任を負わなければならない。これに関連して発生した追加費用又は損害等についても、名目の如何を問わず、委託者に請求をすることができない。

#### (運転停止等の場合における補償)

第15条の5 受託者は、別紙2「運転停止等の場合における補償」に定めるいずれかに該当するときは、該当する内容により、補償金を委託者に支払わなければならない。

#### (その他の損害賠償)

第15条の6 受託者は、この契約において別に定める損害賠償又は補償金を負担する場合のほか、本業務の実施に伴い、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害に係る実損額を委託者に賠償しなければならない。

#### (契約期間満了による終了)

第15条の7 委託者は契約期間満了前に、受託者の施設保守状況等について、業務完了にともなう機能検査を行う。

- 2 前項の規定による機能検査の時期については、委託者・受託者協議により決定するものとする。
- 3 第1項の規定による機能検査の結果、本施設に修繕すべき点が存在することが判明した場合には受託者に対してこれを通知し、受託者はその責任及び費用においてこれを修繕しなければならない。ただし、委託者の責に帰すべき事由により修繕が必要な箇所についてはこの限りではない。
- 4 受託者は、契約期間終了後は直ちに、本施設を処理基準を満たしながら運転できる状態で委託者に引き渡さなければならない。
- 5 受託者は、契約期間の満了によりこの契約が終了した場合において、本施設内に受託者が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件(受託者が本業務の一部を委託し又は請け負わせた者が所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、委託者の指示及び指定する期間に従い、受託者の責任及び費用において撤去するとともに、取片付けて委託者に明け渡さなければならない。
- 6 委託者は、前項の場合において、受託者が、正当な理由なく、指定期間内に当該物件の処置につき委託者の指示に従わないときは、受託者に代わって当該物件を処分し、又は取片付けることができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は取片付けに要した費用を負

担しなければならない。

#### (談合行為に対する措置)

第16条 受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による委託料の10分の1に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、同法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受託者が独占禁止法第3条の規定に違反したことにより、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の2第18項又は第21項の規定により課徴金の納付に応じない旨の通知を行ったとき。
- (3) この契約に係る入札に関して、受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (4) その他この契約に係る入札に関して、受託者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、この契約を解除することができる。

3 前各項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

#### (委託者の催告による契約解除権)

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第21条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

#### (委託者の催告によらない契約解除権)

第17条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反してこの契約により生ずる権利又は義務を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生ずる権利又は義務を譲渡したとき。
- (8) 第18条又は第18条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受託者が個人である場合には、その者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であることが認められ

るとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約等その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 第17条各号又は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託者は必要があるときは、既済部分の引渡しを受託者に請求することができるものとする。この場合において、委託者はその既済部分に対する委託料相当額を支払うものとし、その支払い額は委託者と受託者とが協議して定める。

#### （委託者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除権の制限）

第17条の3 第17条各号又は前条第1項各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### （契約が解除された場合等の違約金）

第17条の4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第16条第2項又は第17条又は第17条の2第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

5 第1項の違約金は、委託者の受託者に対する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

#### （受託者の催告による契約解除権）

第18条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### （受託者の催告によらない契約解除権）

第18条の2 受託者は、第9条第1項の規定により業務内容を変更したため、委託料が3分の2以上減額したとき。又は業務の中止期間が履行期間の3分の1以上に達したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

#### （受託者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除権の制限）

第 18 条の 3 前 2 条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

**(契約の終了時の引継ぎ)**

第 18 条の 4 受託者は、契約期間の満了又は契約の解除によりこの契約が終了した場合において、委託者の指定する後継受託者より運転管理業務等の引継ぎ及び教育指導について依頼があったときは、責任を持って引継ぎ及び指導しなければならない。また、委託者が委託者の職員に対する運転管理業務等の引継ぎ及び教育指導を依頼したときも同様とする。

**(成果物の著作権)**

第 18 条の 5 この契約に基づき、受託者が委託者に対して提供した成果物（図面、報告書、ソフトウェア及び各種データ等をいい、本業務を実施する上で得られた記録等を含む。以下同じ。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受託者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、当該成果物の内容を公表することができる。

**(秘密の保持)**

第 19 条 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

**(個人情報の保護)**

第 20 条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

**(契約不適合責任)**

第 21 条 委託者は、引き渡された業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

- 2 委託者は、引き渡された業務の目的物に関し、引渡しを受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

**(相殺)**

第 22 条 委託者は、受託者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受託者が委託者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺してなお委託者が受託者に対して有する金銭債権全額に満たないときは、受託者は、委託者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第 1 項の場合において、委託者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

**(管轄裁判所)**

第 23 条 この契約に係る訴訟の提起については、委託者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

**(補則)**

第 24 条 この契約について、委託者と受託者との間に紛争を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議の上定めることとする。

## 別紙 1（委託料の支払等）

### 第 1 条（委託料の支払）

- （1） 委託者は、「汚泥処理施設包括業務委託要求水準書」2-1-2の月報を受領したときは、受領した日から10日以内に月報の内容を確認し、受託者にその結果を通知するものとする。
- （2） 委託料は、契約約款第14条に基づき支払うものとする。

### 第 2 条（薬品調達にかかる単価合意）

単価合意書については、以下のとおりとする。

- ① 受託者は、当初契約締結から業務履行開始日までに薬品単価表（様式2）を速やかに提出しなければならない。
- ② 委託者は、薬品単価表の提出を受けた後、速やかに受託者と協議して、各施設の薬品単価について合意し、単価合意書（様式1）を締結するものとする。  
2年度目以降は、毎年度薬品単価の見直しを行い、当該年度の開始前までに単価合意書を締結するものとする。
- ③ 上記②において、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が算出した「薬品費契約単価（円/kg）」を採用し、受託者はこれに異議を述べることができない。

### 第 3 条（委託料における薬品費、修繕費、消耗品購入費の清算）

以下のとおり、履行期間の最終年度において清算する。

- ① 受託者は、年度毎に、前条で定めた薬品単価表（様式2）に記載の各薬品について、基準使用量を上回った量又は下回った量に各単価を乗じて得た額（1円未満切り捨て）を計算し、集計する。
- ② 受託者は、年度毎に、委託内修繕によって発生した費用を集計する。
- ③ 受託者は、年度毎に、委託内消耗品購入によって発生した費用を集計する。
- ④ 受託者は①～③で集計した金額について、当該年度中に清算予定書を2通作成し、委託者及び受託者双方が、履行期間の最終年度の清算が完了するまで保管する。
- ⑤ 各年度の清算予定書に基づき、履行期間の最終年度において清算し、増額の場合は委託料を支払い、減額の場合は委託料の返還を受けるものとする。



## 別紙 2（運転停止等の場合における補償）

### （定義）

第 1 条 通常状態とは、次の各号に定める状態以外の場合をいうものとする。

- （1）明石市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されている状態
- （2）気象庁が仕様書に定める地域に対し大雨警報又は洪水警報を発令している状態
- （3）明石市下水道条例で定める公共下水道への排除基準を超えた汚水が流入した状態
- （4）前号の排除基準を超えており、緊急時の対処方法が仕様書、引継書等に記載のない事項で受託者の責において対応が必要でない状態

### （受託者の禁止事項）

第 2 条 受託者は次の各号に定めることをしてはならない。

- （1）受託者は、委託者の許可なしに、1号汚泥焼却設備を運用してはならない。
- （2）受託者は、委託者の許可なしに、都市ガスを使用してはならない。
- （3）受託者は、委託者の許可なしに、プラント用水に上水道を使用してはならない。
- （4）受託者は、委託者の許可なしに、処理対象物の計画外処分又は利用をしてはならない。

2 受託者が、前項各号の禁止事項を行った場合は、委託者は受託者に対し委託者が支払った額に相当する費用を請求することができる。

### （適用除外）

第 3 条 次の各号に掲げる事由により受託者が設備又は機器の停止、又は設備又は機器の処理能力を低下させた場合、補償の規定は適用されない。

- （1）自然災害、電力会社に起因する停電、委託者が実施する工事や点検等による場合。ただし、復旧が可能となったにもかかわらず、受託者が直ちに復旧をしなかった場合はこの限りではない。
- （2）処理対象物に異物が混入していたことにより、設備又は機器が停止又は処理能力低下を生じた場合。ただし、受入確認又は機能維持のための措置が不十分と判断できる場合はこの限りでない。
- （3）委託者が通常状態時に脱水ケーキを定期的に場外処分する場合。
- （4）搬入される脱水ケーキの含水率が仕様書に記載する範囲を逸脱した状態で継続した場合。
- （5）製造者の責に帰すべき事由による設備又は機器の故障等が原因で、設備が停止又は処理能力低下が生じた場合。

(運転停止に伴う補償金)

第4条 受託者が次の各号に掲げる状態を発生させたとき、受託者は、委託者が場外処分した脱水ケーキの全量に対し1トン当たり25,000円の補償金を委託者に対して支払うものとする。ただし、受託者の責に帰すべからざる場合は、この限りではない。

- (1) 汚泥焼却炉設備の停止や故障を発生させ、復旧に不測の時間を要した場合。
- (2) 汚泥焼却炉設備の立ち上げ等に不測の時間を要した場合。
- (3) 正当な理由なく、処理能力を発揮できていない場合。
- (4) 二見浄化センターで生成した脱水ケーキの含水率の異常や異物混入などによる焼却障害が発生した場合。

(保全工事等に関する補償金)

第5条 別で契約する二見浄化センターほか汚泥処理施設保全工事は、2025年度、2026年度、2027年度ともその工事期間を3週間と定めており、この期間の二見浄化センター以外の脱水ケーキ処分については、委託者が実施する。ただし、当該保全工事期間が正当な理由なく3週間を超過した場合は、第4条第1項に該当するものとする。

(補償金の請求方法)

第6条 補償金の請求は、対象となる事項を記載した書面の交付によって行うものとする。

(規定外条項)

第7条 委託者及び受託者は、この約定に定めるもののほか必要な事項又はこの約定に定める内容に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者で誠実に協議するものとする。

別紙3 委託料内訳書

各年度の委託料は以下のとおりとする。

年 月	委託料 (消費税及び地方消費税を含む)
2025年度	円
2026年度	円
2027年度	円
委託料合計	円

各年度の月払い委託料は次のとおりとする。

◆2025年度

年 月	月払い委託料 (消費税及び地方消費税を含む)
2025年 4月	円
2025年 5月	円
2025年 6月	円
2025年 7月	円
2025年 8月	円
2025年 9月	円
2025年 10月	円
2025年 11月	円
2025年 12月	円
2026年 1月	円
2026年 2月	円
2026年 3月	円
月払い委託料合計	円

## ◆2026年度

年 月	月払い委託料 (消費税及び地方消費税を含む)
2026年 4月	円
2026年 5月	円
2026年 6月	円
2026年 7月	円
2026年 8月	円
2026年 9月	円
2026年 10月	円
2026年 11月	円
2026年 12月	円
2027年 1月	円
2027年 2月	円
2027年 3月	円
月払い委託料合計	円

## ◆2027年度

年 月	月払い委託料 (消費税及び地方消費税を含む)
2027年 4月	円
2027年 5月	円
2027年 6月	円
2027年 7月	円
2027年 8月	円
2027年 9月	円
2027年 10月	円
2027年 11月	円
2027年 12月	円
2028年 1月	円
2028年 2月	円
2028年 3月	円
月払い委託料合計	円



【様式2】

## 薬品単価表

(単位：円/kg 税抜)

施設	薬品名 高分子凝集剤	消臭剤	ポリ硫化第二鉄	
朝霧浄化センター				
大久保浄化センター				

## 暴力団等排除に関する特約（委託）

（趣旨）

- 1 委託者及び受託者は、明石市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

（契約からの暴力団の排除）

- 2 受託者は、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第 2 条第 4 号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）と本業務委託の一部について締結する委託契約（以下「再委託契約」という。）及び資材又は原材料の購入契約その他の本契約の履行に伴い締結する契約を締結してはならない。
- 3 受託者は、再委託契約を締結する場合においては、この特約に準じた規定を当該再委託契約に定めなければならない。
- 4 受託者は、再委託契約の受託者が暴力団等であることが判明したときは、委託者に報告するとともに、その者を当該再委託契約から排除しなければならない。
- 5 受託者は、本契約の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、委託者に報告するとともに兵庫県明石警察署長（以下「明石警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。再委託契約の受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合も同様とする。

（役員等に関する情報提供）

- 6 委託者は、受託者及び再委託契約の受託者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受託者に対して、次に掲げる者（受託者及び再委託契約の受託者が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
  - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受託者又は再委託契約の受託者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - (2) 受託者又は再委託契約の受託者がその業務に関し監督する責任を有する者（前号の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店等の代表者を含む。）
- 7 委託者は、受託者から提供された情報を明石警察署長に提供することができる。

（明石警察署長から得た情報の利用）

- 8 委託者は、受託者及び再委託契約の受託者が暴力団等に該当するか否かについて、明石警察署長に照会し、回答を求めることができる。
- 9 委託者は、明石警察署長から得た情報を他の契約において第 1 項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長、議会及び市が設立した地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 号に規定する地方独立行政法人に提供することができる。

（委託者による解除）

- 10 委託者は、受託者が次に該当するときは、特別の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。この場合においては、業務委託契約書の規定を準用する。
  - (1) 暴力団等であると判明したとき。
  - (2) 第三者に業務を行わせる場合、その第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
  - (3) 第三者に業務を行わせる場合において、その第三者が暴力団等であるため、その第三者と契約しないよう、又は第三者と締結している契約を解除するよう求めたにも関わらず、その求めに従わなかったとき。

（解除に伴う措置）

- 11 前項の規定による解除に伴い、受託者に損害が生じたとしても、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。

（誓約書の提出等）

- 12 受託者は、本契約の契約金額が 200 万円を超える場合には、委託者に対し、この契約の締結までに、次の事項に関しての誓約書を提出しなければならない。

- (1) 受託者が暴力団等でないこと。
  - (2) 再委託契約を締結するに当たり、暴力団等を再委託契約の受託者としないこと。
  - (3) 受託者が前2号のほか、業務委託契約書及びこの特約の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の委託者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
  - (4) 再委託契約の受託者から、この項に準じて作成した委託者に対する誓約書を再委託契約の締結後直ちに提出させて保管し、当該誓約書を業務委託契約書の規定による業務の完了までに委託者に提出すること。
  - (5) 再委託契約の受託者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、再委託契約の受託者が応じないときは、その旨を委託者に報告すること。
  - (6) 委託者が、第4号により再委託契約の受託者から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちに提出すること。
  - (7) 本契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、委託者に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
  - (8) 再委託契約の受託者に対し、当該再委託契約の履行に伴い暴力団等から不当介入を受けたときには、受託者に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導すること。
  - (9) 再委託契約の受託者から、暴力団等から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び再委託契約の受託者が不当介入を受けたことを知ったときには、委託者に報告すること。
- 13 受託者は、再委託契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該再委託契約の受託者に誓約書を提出させ、本業務が完了した旨の通知をするときまでに当該誓約書（第3項の規定によりこの特約に準じて再委託契約に定めた規定により提出させた誓約書を含む。）を委託者に提出しなければならない。
- 14 受託者は、再委託契約の受託者が前項に規定する誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求めるものとし、再委託契約の受託者が応じないときは、その旨を委託者に報告しなければならない。
- 15 受託者は、第12項及び第13項の規定により誓約書を提出する必要がある場合であっても、委託者がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。  
（受託者からの協力要請）
- 16 受託者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、委託者及び明石警察署長に協力を求めることができる。



# 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

## (収集の制限)

第2条 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## (目的外利用・提供の制限)

第3条 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

## (漏えい、滅失及びき損の防止)

第4条 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるように努めなければならない。

## (廃棄)

第5条 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

## (秘密の保持)

第6条 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約を終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (複写又は複製の禁止)

第7条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

## (事務従事者への周知)

第8条 受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

## (再委託の禁止)

第9条 受託者は、委託者の承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い第三者にその取扱いを委託してはならない。

## (資料等の返還等)

第10条 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

## (立入調査)

第11条 委託者は、受託者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

## (事故発生時における報告義務)

第12条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

## (契約解除及び損害賠償)

第13条 委託者は、受託者がこの契約に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。